

令和2年5月26日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

大阪市福祉局生活福祉部
保険年金課長

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する
対応についての緊急要望書（回答）

平素は、本市国民健康保険事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、令和2年4月20日付けにていただきました標記の要望書につきまして、別紙のとおり回答
いたしますので、よろしく願いいたします。

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局生活福祉部

保険年金課 管理グループ

担当：小林、長田

TEL 06-6208-7961

要望事項	
①	<p>新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>傷病手当金は、協会けんぽなど他の社会保険において、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に、被保険者の標準報酬月額に応じた額の傷病手当金が、期間等の要件を定め支給されていますが、本市国民健康保険の場合、加入者には高齢者や無収入の方、低所得者の方が多く、傷病手当金の算定の基礎となる標準報酬月額そのものが存在していないこと、また、傷病手当金は国民健康保険法で定める任意給付であり、国庫補助の対象外であることから、本市ではこれまで実施していません。</p> <p>今般、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策が示され、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本市の国民健康保険における傷病手当金制度について、緊急的・特例的な措置として創設いたしました。</p> <p>傷病手当金は、国民健康保険にご加入の被用者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。適用期間は、令和2年1月1日から9月30日です。</p> <p>なお、制度の周知は、区役所等にビラを配架するとともに大阪市ホームページへの掲載を行っております。また、申請に際しては、郵送での申請により対応を行っております。</p>	
担当	大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ

要望事項	
②	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は収入が10分の3以上減少した世帯に対して、国民健康保険料の減免を実施する予定です。本市においての取り扱いが決定しましたら、ホームページや広報紙等を用いて周知・広報させていただきます。</p> <p>なお、減免申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区役所窓口の混雑緩和として、郵送申請による受付を行い市民の皆様にご協力をお願いする予定です。</p>	
担当	大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 保険グループ

要望事項	納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。
③ ④	違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。
<p>(回答)</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書、電話などにより接触を図り、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃から丁寧な対応を行っております。</p> <p>また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。</p>	
担当	大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ

要望事項	
⑤	②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし、窓口に行かなくても申請できるようにすること。
<p>(回答)</p> <p>療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。</p> <p>このことから、一部負担金の減免は、加入者の相互扶助の精神に反しないような「特別の理由」がある被保険者に限って行うことができるとされており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、「府内統一基準」として、災害や失業等の特別の理由がある場合に減免を行うことができると定められています。</p> <p>本市におきましても災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して減免を行っています。</p>	
担当	大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ